

発信日：令和7年（2025年）7月18日（金）

発信元：つくば市 教育局 文化財課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

## 川田家住宅が国登録有形文化財に登録されます

令和7年7月18日（金）、国の文化審議会は、つくば市北条に所在する川田家住宅の主屋、炊事場及び風呂、石塀及び板塀の2棟1基について、新たに国登録有形文化財に登録することを、文部科学大臣に答申する見通しとなりました。答申された後、官報告示をもって正式に登録されます。

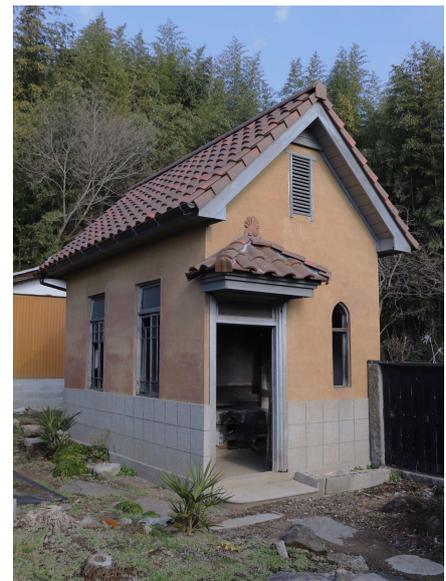
川田家住宅は現在、個人が所有しており、普段は非公開ですが、北条地区のイベントなどで一般公開をしています。

本件の登録により、つくば市内の国登録有形文化財は6か所21件となります。また、北条地区には国重要有形文化財「旧矢中家住宅」に加え、4か所16件の国登録有形文化財が集中することとなり、活用に当たり相乗効果が期待されます。

市は、貴重な文化財を未来へと継承できるよう、保存と活用を支援していきます。



主屋 外観（南から）



炊事場及び風呂 外観（南西から）

写真提供可（別紙を含む）

## 川田家住宅について

### 1 川田家住宅の概要

川田家住宅は、後に三越の大番頭を務めた川田盛蔵が建築した、主屋、炊事場及び風呂、石塀及び板塀の2棟1基からなる大正時代後期の建造物群です。

主屋は、明治時代後期頃に現在の土浦市藤沢で建築された建物を、大正8年に移築したものと伝わっています。移築に際して、農家建築から都市的な新しい生活様式に適した住宅へと大幅な改修がなされており、付書院周辺の繊細な造作や、装飾的な木材の使い方等に特徴が現れています。造形の規範となっているものとして、登録されます。

炊事場及び風呂は、主屋の奥に所在する大正時代後期建築の建物です。小型ながら当地としては珍しい洋風の外観の建物で、モルタル塗りで黄土色に仕上げられた外壁や、急勾配の切妻屋根、外壁に並ぶ縦長窓等が特徴となります。内部は炊事場と風呂に分かれており、炊事用の窯の熱で風呂を沸かすように作られています。風呂に設けられた仕切り壁にも、洋風の意匠が認められます。国土の歴史的景観に寄与しているものとして、登録されます。

石塀及び板塀は、敷地の東側を区画するもので、大正時代後期の築造です。石塀の道路に面した南側は御影石積、北側を大谷石積とし、その北側に続く板塀は大和塀としています。国土の歴史的景観に寄与しているものとして、登録されます。

### 2 登録の内容

(1) 所在地 つくば市北条字古城97

(2) 所有者 個人

(3) 登録物件

①主屋 明治後期建築/大正後期移築、木造平屋建、瓦葺、建築面積139㎡

②炊事場及び風呂 大正後期建築、木造平屋建、瓦葺、建築面積12㎡

③石塀及び板塀 大正後期建築、石塀：石造、延長15m、板塀：石造及び木造、延長26m

### 3 見学について

- ・通常は無人で非公開。
- ・北条地区のイベント等に際して一般公開の機会あり。

### 4 所有者への取材について

- ・所有者の子が電話での取材に対応可能。連絡先は市文化財課へ要問合せ。

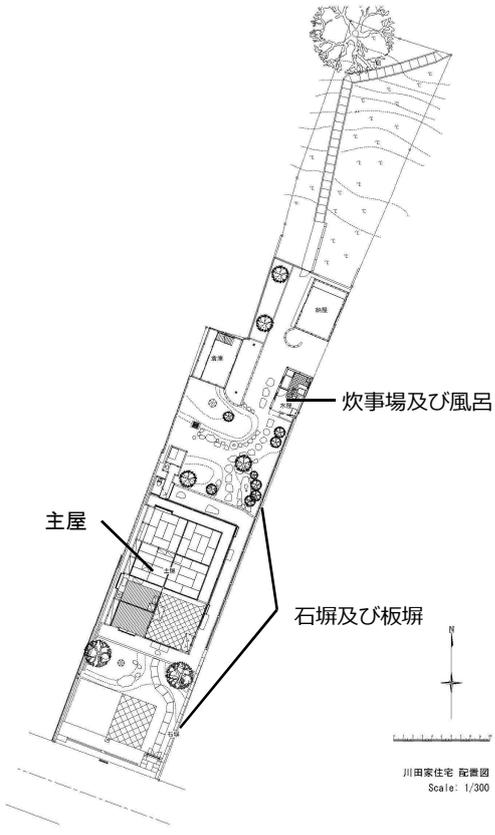
#### ※登録制度と指定制度

登録制度は、物件を活用しながら伝えていく制度で、規制が比較的緩やかだが補助制度も限定的で、指定制度より多くの物件が対象となる。

指定制度は、物件をそのままの姿で伝えていくことを目的に厳しい規制と手厚い補助制度で保護していくもので、特に貴重な物件に限られる。国重要有形文化財も指定制度によるもの。

#### ※北条地区の古建築

北条地区は江戸時代後期以降、地域の中心として発展、近世・近代の古建築が多く残る。国重要有形文化財として旧矢中家住宅1件があり、国登録有形文化財としては、宮本家住宅（店蔵など8棟）、旧常陸北条郵便局（1棟）、旧田村呉服店（ミセ蔵兼主屋など4棟）の3か所がある。また、指定・登録された文化財以外にも店舗や展示場等に利用される古建物が、地域資源として注目されている。



配置図



主屋 土間から前座敷、中座敷、奥庭を望む



主屋 奥座敷



主屋 奥座敷の付書院周囲の細工



石塀及び板塀 石塀 (南東から)



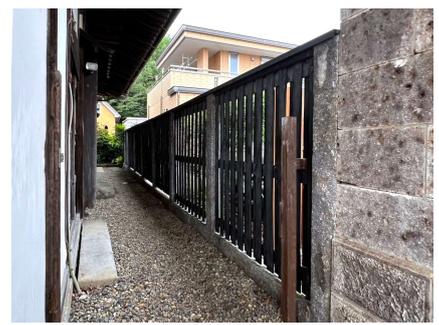
主屋 ケヤキ1枚板を用いた東縁側



炊事場及び風呂 内部



炊事場及び風呂  
風呂の仕切り壁



石塀及び板塀 板塀 (南西から)